

[事案 23-32] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 12 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

申立人（法人）が契約者となっている契約 15 件について、保険料を全額損金処理できるとの説明を受けたが、実際にはそのような経理処理はできないことから、契約の取消しと既払込保険料の返還を求め、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

法人である当社を契約者とし、役員を被保険者とした変額保険（有期、終身、計 15 件）については、保険料を全額損金処理できると説明されたので契約したが、実際は違っていたので、全ての契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、保険料は全額損金処理できる旨の説明を行ったことを否認しており、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および募集人 2 名のうち 1 名の事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、本件は、和解により解決するのが妥当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 前提事実

申立契約の保険料（特約部分は除く）の経理処理は、申立契約 13 件については、保険料の 2 分の 1 を資産に計上し、残り 2 分の 1 は損金に算入され、残りの 2 件については、保険料の全額を資産に計上することになる。

2. 裁定審査会の判断

①募集人の説明

2 名のうち 1 名の募集人 A には、事情聴取は実施していないが、申立人の主張を認める内容の報告書面を作成し、申立人より証拠として提出された。

もう 1 名の募集人 B は、保険会社が実施したヒアリングにおいて、紛らわしい説明により、あたかも全額損金算入が可能であるかのように誤認させたことを認め、謝罪した旨を述べており、また、申立人の主張を認める内容の「自認書」を作成し、それとほぼ同内容の書面を保険会社に提出した。

しかし、保険会社は、その後の募集人 B に対する調査の結果として、上記ヒアリングで述べた趣旨は、「全額損金算入が可能であるかのように誤認させたことを認めたものではなく、ただそのような申出がなされたことに対し、謝罪したのみであった」と主張し、自認書については、「全額損金処理が可能であるとの説明を行った事実はない」と主張する。

当審査会が事情聴取において確認したところ、募集人 B は、当初のヒアリング時に述べた内容及び自認書の内容が正しいことを明確に認めると共に、これらの内容を自らの意思で撤回した事実はない旨を述べ、改めて、保険料の経理処理について、全額損金処理ができると思わせる説明であったと述べた。

よって、募集人の説明は、申立人の主張のとおりであったと認めることができる。

3. 和解の検討

- (1) 本件では、前記の募集人の誤った説明の他に、以下の問題点を指摘することができる。

契約者が法人の場合には、保険料の経理処理方法は重要な事項であり、保険会社は、募集に際し、経理処理に関する資料を提供することとしていたが、募集人は申立人に対し、経理処理に関する資料を全く提供していなかった。また、保険会社の定める手続では、本件では、高額契約面接がなされることになっており、それが適正になされていれば、募集人の誤った説明が是正される余地もあったといえるが、面接はなされていなかった。本件においては、こうした事情も斟酌する必要がある。

- (2) そこで、本件解決を検討するに、申立人主張の法的根拠は、説明義務違反による原状回復的な損害賠償の請求も含むものと解され、募集人に説明義務違反があったことは明らかであるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断した。